

## 重要土地利用規制法の廃止に関する意見書（案）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「重要土地利用規制法」という。）は、米軍や自衛隊の基地、原子力関係施設など安全保障上重要な施設の周囲おおむね1,000メートルの範囲内及び国境離島等の区域を注視区域や特別注視区域に指定し、所有者や利用者について調査を行い、施設機能等を阻害する行為があれば利用中止の勧告や命令を行うことができるというものである。また、特別注視区域における一定面積以上の土地等の取引については、事前届出が義務付けられている。これらに従わない場合には刑事罰が科される。

重要土地利用規制法には、調査の対象や範囲、実施主体などについて明確な規定がなく、政令等に白紙委任している。また、所有者や利用者のあらゆる個人情報の収集や、区域指定に伴う土地価格の下落などにより、憲法で保障されたプライバシー権や財産権を侵害するおそれがある。

これまで内閣府は、注視区域として284か所、特別注視区域として115か所を指定してきた。また、今後の区域指定に向けて、防衛関係施設、原子力関係施設等184か所を指定候補とした。

しかし、区域指定の対象となる地域住民から土地価格の下落など将来への不安の声が出ているにもかかわらず、説明会の開催やパンフレットの配布などによる十分な説明が行われていない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、国民のプライバシー権や財産権を侵害するおそれがある重要土地利用規制法を廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

} 宛て